

令和8年9月29日

保護者の皆様

真庭市教育委員会

学校・保護者・地域の温かい対話と信頼関係づくりについて  
～カスタマーハラスメント防止措置の義務化を受けて～

日頃より、本市の教育活動および学校運営に対し、温かいご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

学校と保護者の皆様、そして地域住民の皆様は、子どもたち一人一人の健やかな成長を支える大切な「共育のパートナー」です。子どもたちが安心して学び、笑顔で学校生活を送るためには、学校・家庭・地域が手を取り合い、互いに信頼し合える関係が何よりも欠かせません。

皆様との良好な信頼関係をさらに深め、教職員が安心して子どもたちや保護者の皆様と向き合える環境を整えるため、私たちの基本姿勢をここにお伝えいたします。

■なぜ今、このお知らせをお届けするのか（背景）

令和8年10月より、社会全体で働く人の就業環境を守るための法改正（カスタマーハラスメント防止措置の義務化）が行われます。これに伴い、文部科学省においても「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」が作成され、学校設置者（教育委員会等）としての対応方針の明確化や体制整備が求められることとなりました。

当教育委員会におきましても、この法令上の規定を踏まえ、学校設置者として講ずべき措置を改めて整理・整備いたしました。

■教育委員会が大切にすること

1. 教職員がゆとりを持って子どもたちと丁寧に向き合えるよう、業務改善や環境整備に努めます。また、万が一、学校だけでは解決が困難な事象や学校に過度の負担が生じた場合には、教育委員会が責任を持って直接対応を引き継ぎ、皆様とより良い関係を築けるよう支えます。
2. 学校と保護者・地域が「気軽に相談」し合える開かれた関係づくりを目指します。子どもたちの様子で気になることや不安なことがございましたら、小さなことでもご相談ください。
3. 学校は、いただいたご相談やご意見は、担任一人に抱え込まず、学年や管理職など学校がチームで共有し、誠意を持って組織的に対応いたします。

■保護者・地域の皆様へのお願い

子どもたちを中心とした温かい関係づくりのため、日常のコミュニケーションにおいて、引き続き以下の点にご協力いただけますと幸いです。

- ・お互いを尊重した対話：穏やかな対話を通じ、建設的な意見交換となるようご協力ください。
- ・学校の役割へのご理解：学校で対応できる範囲と限界（できること・できないこと）について、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・対話の時間への配慮：教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、ご相談は原則として学校の勤務時間内（定時内）での対応にご協力をお願いいたします。

子どもたちの笑顔あふれる未来のために、これからも学校・保護者・地域がひとつとなって、温かい対話と協力の輪を広げられるよう、今後とも変わらぬご支援とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【真庭市教育委員会相談窓口】  
真庭市教育委員会学校教育課  
（電話）0867-42-1087